

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○平成十九年四月八日執行の埼玉
県議会議員一般選挙(西第五
区)において当選人となった者
の当選無効 (選管委) 一

○埼玉県議会議員再選挙(西第五

区)の事由発生及び直接請求の
ための署名収集禁止期間
(選管委) 一

○選挙管理委員会の招集
() 一

告示

埼玉県選管告示第二十一号

平成十九年四月八日執行の埼玉県議会議員一般選挙(西第五区)において当選人となった近藤善則は、平成二十年三月十六日公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一条の規定によりその当選が無効となった。

平成二十年三月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、西第五区において、公職選挙法(昭和二十五年

法律第百号)第一百条第一項第三号の規定による埼玉県議会議員再選挙を行うべき事由が生じた。

なお、平成二十年三月二十日から同選挙の期日までの間、ふじみ野市の西第五区の区域内においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十年三月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

埼玉県選管告示第二十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年三月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

一日時 平成二十年三月二十一日 午後二時三十分

二 場所 埼玉教育会館一〇三会議室

三 議題

イ 埼玉県議会議員再選挙(西第五区)の選挙期日等について

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉印刷株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm